

別記
第1号様式（第14条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事	令和4年7月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府八幡市八幡園内75番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 八幡市 市長 堀口 文昭

環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）
適 用 範 囲	本庁舎、分庁舎、第二分庁舎及び出先施設（45施設）
導 入 年 月 日	2011年 1月 1日
認 証 番 号	KES1-1136
基 本 方 針	平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境計画」を策定し、翌年4月に市民・事業者・行政が協働する決意の表明として「環境自治体宣言」を行いました。方針として、八幡市は、全ての事務及び事業における環境影響を低減するとともに、環境方針（環境改善への決意）に基づき、環境マネジメントシステムを運用して環境保全に努めます。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	第3次エコオフィス計画では、2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2030年度（令和12年度）までに市の事務事業から発生する温室効果ガス総排出量を40%削減を最終目標とし、当面の目標として2021年度（令和3年度）までに13%削減することを中間目標として設定しています。温室効果ガス削減目標を達成するため、活動項目ごとに以下のとおり削減目標を設定します。 ・施設における電気使用量を5%、その他エネルギー（都市ガス等）を13%削減します。 ・公用車の使用による燃料を13%削減します。 ・水道水使用量を3%削減します。 ・廃棄物の排出量を5%削減します。 上記計画の目標達成を推進するため、KES環境マネジメントシステムを運用し、省エネ・省資源の推進、環境啓発活動の実施を重点テーマとした環境改善目標を設定し、目標管理を実施しています。
目標を達成するための取組の内容	別紙「目標を達成するための取組の内容」参照
目標を達成するための取組の進捗状況	令和3年度における第3次エコ・オフィス計画を達成するための取り組みの進捗状況について ・市の事務事業から発生する温室効果ガス総排出量は基準年度（平成25年度）比で19.5%減少（公用車含む） ・施設における電気使用量は基準年度（平成25年度）比4.5%減少 ・施設における都市ガス使用量は基準年度（平成25年度）比49.4%増加 ・公用車の使用による燃料（ガソリン・軽油）は基準年度（平成25年度）比5.7%増加
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	KES規格に基づいた環境マネジメントシステムマニュアルの環境への取り組み指針である、省エネ・省資源の推進、環境啓発活動の実施に向けた目標を設定し、市全体で取り組んでいます。令和3年度のKESによる審査で環境活動を確認したところ、特に保育園、幼稚園では、園児の教育を兼ねて、活動テーマに創意工夫を加えた活動をされており、今年度におきまして環境改善活動の重点テーマを継続し改善活動に取り組まれています、との評価をいただきました。
事業活動に係る法令の遵守の状況	KES規格による市環境マネジメントシステムマニュアル（第8版）において、法的及びその他の要求事項を明確に記載し法令遵守する項目及び管理、執行する部局等を明確にして業務を行っています。令和3年度において、審査した範囲で順法性に問題はありませんでしたとの報告を受けました。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	市環境マネジメントシステムがKESステップ1の要求事項に対して継続的に適切で、妥当かつ有効であることを確実にするため、最高責任者である市長が評価をし見直しを行います。令和3年度の評価は、施設の業務に関連した環境改善活動を設定し、取り組み易い活動が出来ていると思われる、継続して取り組んでいくこと。との評価をうけ環境管理責任者及び施設管理責任者に周知をはかりました。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。